

インターンシップ支援事業補助金

大学生等が企業においてインターンシップ(就業体験)を行う事業を支援することで、市内企業への就職を促進し、定住の促進及び企業の発展による地域産業の振興を図ります。

◆補助対象事業

大学生等(高校生は除く)を受入れてインターンシップ(就業体験)を行う事業

◆補助対象者

下記要件をすべて満たすもの

- ・市内に本社・本店または主たる事業所を有し、営利の目的をもって事業を営むもの
- ・市税を滞納していないもの
- ・国、県等が行う補助制度に基づく補助金等の交付を受けていないもの

◆募集期間

令和6年4月22日(月) から 令和7年1月31日(金)まで

※申請の前に、下記お問い合わせ先に事前相談を行ってください。

(補助金の交付は予算の範囲内において実施する)

◆補助対象経費

- ・広告宣伝費
- ・大学生等の宿泊費
- ・資料、教材費

◆補助対象期間

交付決定日から事業完了日まで

◆補助金の額

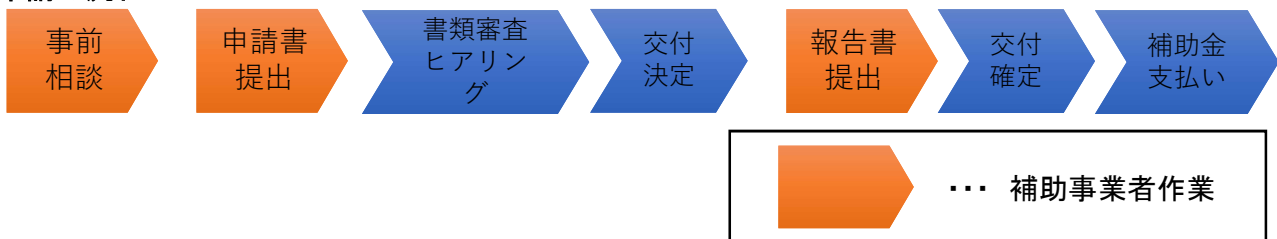
インターンシップ受入れ**1人につき1日当たり5,000円(上限5万円)**

※同一者からの申請は同一年度内で1回までとします。

◆必要書類

- ・交付申請書(様式第1号)
 - ・インターンシップ受入実施計画書(様式第7号)
 - ・登記簿謄本(法人の場合)または住民票の写し(個人事業者の場合)
 - ・貸借対照表、損益計算書等の経営状況が分かる書類(直近2期分)
 - ・市税完納証明書
 - ・その他市長が必要と認める書類
- (申請書等の様式は市ホームページよりダウンロード出来ます。)

◆申請の流れ



◆申込先・問い合わせ先

三豊市役所産業政策課

〒767-8585 三豊市高瀬町下勝間2373番地1

Tel: (0875) 73-3012 Fax: (0875) 73-3022 E-mail: sangyou@city.mitoyo.lg.jp